

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 水道料金・下水道使用料口座振替依頼書
坂戸、鶴ヶ島下水道組合

(自動払込利用申込書)

金融機関等用

◎太線の中のみボールペンで記入してください。

令和 年 月 日

振替項目	振替先
水道料金	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 企業長
下水道使用料	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 会計管理者

フリガナ		届出印
口座名義人		
住所	〒	
<small>(預金契約者住所)</small>		

金融機関 (ゆうちょ銀行除く)	
預金種目	口座番号 (右づめ記入)

ゆうちょ銀行 (取扱店→貯金事務センター)		
通帳記号	通帳番号 (右づめ記入)	払込開始年月
1 0 の		令和 年 月から

種目コード	契約種別コード	振替項目	払込先口座番号	払込先加入者名
1 6 6 2 2		水道料金	00110-2-961188	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
		下水道使用料	00100-1-961187	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 会計管理者

私が、納付する振替項目を口座振替の方法で納付したいので、下記事項を確約のうえ依頼します。
ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

振替日 (払込日)	検針月の翌月の15日です。(再振替日は定例振替日の翌月1日です。) *振替日が休日の場合は翌営業日となります。
-----------	--

お客様番号 <small>(検針票、納付書等で番号がおわかりの場合)</small>	
フリガナ	T E L
使用者名	
使用場所 (住所)	

金融機関使用欄(ゆうちょ銀行を除く) (不備返却事由)		
1. 預金取引なし 2. 印鑑相違 3. 記載事項等相違 4. その他		
店名、預金種目	〔 〕	
口座番号、口座名	〔 〕	
検印	印鑑照合	受付印

通信欄 (ゆうちょ銀行を除く)	埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水課 業務担当 TEL 049(283)1951~3 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 業務課 業務担当 TEL 049(283)2266
-----------------	---

受付日付印

確約事項 (ゆうちょ銀行を除く)
記

- 水道料金の納入通知書が、坂戸、鶴ヶ島水道企業団から貴金融機関に送付された場合、下水道使用料の納入通知書が、坂戸、鶴ヶ島下水道組合から貴金融機関に送付された場合は、当座勘定又は普通預金の約定にかかわらず、小切手、普通預金払戻請求書等の発行を省略して、当方の指定口座から水道料金は坂戸、鶴ヶ島水道企業団、下水道使用料は坂戸、鶴ヶ島下水道組合へ納入してください。
- 預金口座の残高が所定の振替日において、納付額に満たないときは、当該通知書を返却されても異議ありません。
- 預金口座から振替えたことの私に対する通知は必要ありません。
- この取扱について、紛議が生じても貴金融機関に迷惑をかけません。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 水道料金・下水道使用料口座振替依頼書

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

(自動払込受付通知書)

◎太線の中のみボールペンで記入してください。

水道企業団 用
下水道組合

令和 年 月 日

振替項目	振替先
水道料金	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 企業長
下水道使用料	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 会計管理者

フリガナ		届 出 印
口座名義人		
住所 (預金契約者住所)	〒	

金融機関 (ゆうちょ銀行除く)		預金種目	口座番号 (右づめ記入)

ゆうちょ銀行 (取扱店→水道企業団 (下水道組合))			
通帳記号	通帳番号 (右づめ記入)	払込開始年月	
1 0 の		令和 年 月から	

種目コード	契約種別コード	振替項目	払込先口座番号	払込先加入者名
1	6	水道料金	00110-2-961188	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
	2	下水道使用料	00100-1-961187	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 会計管理者

(受付通知書送付先)

私が、納付する振替項目を口座振替の方法で納付したいので、下記事項を確約のうえ依頼します。
ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

振替日 (払込日)	検針月の翌月の15日です。(再振替日は定例振替日の翌月1日です。) *振替日が休日の場合は翌営業日となります。
-----------	--

お客様番号 (検針票、納付書等で番号がおわかりの場合)	
	-
フリガナ	T E L
使用者名	
使用場所 (住所)	

金融機関等使用欄 口座番号確認印・受付日付印

通信欄 (ゆうちょ銀行を除く)	埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水課 業務担当 TEL 049(283)1951~3 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 業務課 業務担当 TEL 049(283)2266
-----------------	---

水道企業団使用欄	
受付	処理

確約事項 (ゆうちょ銀行を除く) 記

- 水道料金の納入通知書が、坂戸、鶴ヶ島水道企業団から貴金融機関に送付された場合、下水道使用料の納入通知書が、坂戸、鶴ヶ島下水道組合から貴金融機関に送付された場合は、当座勘定又は普通預金の約定にかかわらず、小切手、普通預金払戻請求書等の発行を省略して、当方の指定口座から水道料金は坂戸、鶴ヶ島水道企業団、下水道使用料は坂戸、鶴ヶ島下水道組合へ納入してください。
- 預金口座の残高が所定の振替日において、納付額に満たないときは、当該通知書を返却されても異議ありません。
- 預金口座から振替えたことの私に対する通知は必要ありません。
- この取扱について、紛議が生じても貴金融機関に迷惑をかけません。

手続用封筒作成方法

- 1.①を山折りにします。
- 2.②を山折りにし、1.で折った部分とセロハンテープで止めます。
- 3.③を山折りにして、セロハンテープで止めます。
- 4.手続用の書類を4つ折りにして入れ、④を山折りにして、セロハンテープで止めます。

④山折り



料金受取人払郵便

3 5 0 0 2 9 0



差出有効期間
2021年6月
30日まで
(切手不要)

埼玉県坂戸市千代田一丁目一番十六号

(受取人)

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 業務担当 行



②山折り

①山折り

(差出人)

ご住所	〒
ご氏名	

③山折り